

第3期京都市市民参加推進計画策定業務受託候補者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、第3期京都市市民参加推進計画策定業務受託候補者を選定する場合の
手続について、必要な事項を定める。

(委託内容)

第2条 別に定める「第3期京都市市民参加推進計画策定業務」の委託に係る仕様書による。

(受託候補者選定委員会の設置)

第3条 受託候補者の選定に関する審議を行うために「第3期京都市市民参加推進計画策
定業務受託候補者選定会議」(以下「選定会議」という。)を設ける。

2 選定会議は、次に掲げる構成員をもって組織する。

座長 総合企画局総合政策室 SDGs・市民協働推進部長

副座長 総合企画局総合政策室市民協働課長

総合企画局総合政策室担当課長(2名)

3 座長は、選定会議の議長となる。

4 座長に事故があるとき又は欠けたときは副座長がその職務を代理する。

5 市民参加推進フォーラム委員からオブザーバーを選任する。オブザーバーは応募者へ
のヒアリングに同席し、発言できるものとする。

(受託候補者の選定)

第4条 選定会議構成員は応募者から提出された企画提案書等について、別紙「第3期京
都市市民参加推進計画策定業務 受託候補者選定審査項目」により審査し、合計点数が最
高点を獲得したものを受託候補者として選定する。ただし、点数が合格最低基準(6割)
に満たない場合は、選定対象外とする。

2 最高点のものが複数いる場合は、そのものうちから、座長が決定する。

3 受託候補者選定以降に、そのものが本プロポーザルの参加資格を欠くこととなった場
合は、次点のものを受託候補者とする。

(審査結果の通知)

第5条 選定結果については、応募者に通知するとともに、参加した事業者及び評価点そ
の他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

附則

この要領は、決定の日から施行する。